

国民健康保険税賦課方式及び賦課割合等について（答申案）

令和 7 年 10 月 1 日付け都保第 1141 号で諮問のありました標記の件について慎重に審議した結果、下記のとおり実施されるよう答申します。なお、実施の際には、以下の点に留意するよう併せて要望します。

記

1 国民健康保険税賦課方式及び賦課割合について

- （１）保険税賦課方式は、令和 8 年度に、被保険者の急激な負担増の緩和を図り、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の 3 方式とすることが適当である。
- （２）保険税賦課割合は、令和 8 年度から令和 10 年度までに所得割：均等割：平等割＝50：35：15に移行することが適当である。

2 子ども・子育て支援納付金課税（仮称）について

- （１）賦課方式は、令和 8 年度から 3 方式にて賦課することが適当である。
- （２）賦課割合は、所得割：均等割：平等割＝50：35：15とすることが適当である。

要望事項

- 1 具体的な税率については、都城市国民健康保険運営協議会において説明の場を持つこと。
- 2 子ども・子育て支援納付金課税（仮称）の賦課にあたっては、国の制度設計に準拠し、適切に運用すること。